

公示番号：170782

国名：エジプト

担当部署：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：2017年度国別ジェンダー情報収集・確認調査(エジプト)(ジェンダー分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ジェンダー分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月中旬から2018年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.7M/M、合計 1.3M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日間 現地業務期間 21日 取り纏め期間 7日間

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年11月7日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	ジェンダーに係る各種調査
対象国／類似地域	エジプト/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、人間の安全保障の視点に基づく公正で持続可能な開発の実現に向けて取り組むべき重要な課題である。日本政府の開発協力大綱（2015）では、その基本方針において、「人間一人ひとり、特に脆弱な立場におかれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う（後略）」とあり、2016年5月には大綱の女性活躍推進のための課題別政策として「女性の活躍推進のための開発戦略」も発表されている。また、2015年9月には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに世界が取り組む開発目標として17の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が合意されているが、「ジェンダー平等とすべての女性および女児のエンパワメントの達成」は、ゴール5として独立した開発目標として掲げられているとともに、すべての開発目標の達成において必要不可欠な横断的取り組み課題であることが明示されている。

JICAは、在外事務所を有する協力対象国（一部支所・駐在員事務所も含む）において、国別のジェンダー情報収集整備調査を実施しつつ、従来から国際協力事業へのジェンダー主流化を推進してきた。1996年度以降、計81ヶ国において情報整備を実施し、ジェンダー視点に立った案件形成や評価に向けた取り組みを強化してきている。本業務は、エジプト・アラブ共和国（以後エジプト）を対象とし、当該国におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントをとりまく現状や課題に関する情報を整理するとともに、JICAが事業を実施する上で必要となるジェンダー視点からの取り組みを把握・分析することを目的として実施するものである。これによって、当該国における事業の実施（援助方針策定から計画立案、事業運営、モニタリング・評価まで）におけるジェンダー主流化を促進する。

なお、本調査により作成する報告書（和文及び英文）は、国際協力機関関係者等、幅広く関心を持つ層に活用してもらえるように、JICAホームページ上で外部公開する予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ジェンダー情報収集・確認調査のために必要な以下の業務を行う。なお、2002年度に実施している調査報告書を踏まえ、基礎指標や女性の概況について情報を更新することを念頭において業務を行う。

- (1) 国内準備期間（2017年11月中旬～2018年1月中旬）

- ① JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署との打合せ及び資料レビューを通じ、以下を実施する。

ア) 対象国におけるJICAの事業実施方針、重点セクター、実施中JICA事業の確認。

イ) 上記ア) を踏まえ、本調査で重点とするセクター及び調査対象案件を含めた全体調査方針を作成し、JICA社会基盤・平和構築部の了解を得る。

ウ) 上記イ) の結果を踏まえ、①調査概要・調査グリッド（調査方針、調査手法、重点セクター、調査対象案件等を含む）、②訪問先リスト、③日程案（すべて和文・英文）及び④調査説明用資料（英文）等を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。

エ) 以下の項目に係る国内で収集可能な文献・報告書レビュー及び関係者インタビューを行い、データ及び情報を整理・分析する。

- 基礎指標：

- 社会経済関連指標、教育関連指標、保健医療関連指標、ミレニアム開発目標（MDGs）及び持続可能な開発（SDGs）ゴール5に関する指標、その他ジェンダー関連指標。ジェンダー別基礎データ・統計。

- 当該国における女性の概況、主要セクターにおけるジェンダー状況、ジェンダーに関する政府の取り組み：

- 農業・農村開発、教育、保健、防災、インフラ、産業振興などにおける女性の概況（地域性、宗教、カースト、民族等の視点も踏まえる）、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた政府の取り組み（批准している条約、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関連する法律、政策・制度、開発計画等）、ジェンダー平等推進のための国内本部機構（ナショナル・マシナリー）の現状と課題（ナショナル・マシナリーの構造、機能・権限、所掌する事業、予算、ジェンダー主流化体制の確認（他省庁や地方政府との連携・役割分担、予算配分機能等））。

- JICA事業におけるジェンダー主流化状況、課題：

- JICA 事業におけるジェンダー主流化状況の分析（ジェンダー視点がどのように組み込まれているか／いないか）、ジェンダー視点を組み込んだことによるインパクト（プロジェクトによりジェンダーギャップが助長されていないか、プロジェクトで更にジェンダーギャップを縮める工夫が可能か等の視点も含める）などを確認し、今後の事業展開においてジェンダー主流化を促進するための教訓を抽出する。なお、対象案件は2～3件とし、そのうち2件はカイロ地下鉄四号線整備事業と教育パートナーシッププログラム（EJEP）とする。

- 国際機関、他援助機関、NGO、その他機関のジェンダー関連戦略及び援助事業。

② 質問票（英）を作成し、訪問機関、JICA社会基盤・平和構築部及びJICAエジプト事務所に送付する。

③ 対処方針会議に参加する。

(2) 現地業務期間（2018年1月中旬～2月上旬）

① JICA エジプト事務所と調査方針及び日程の確認並びに調査実施における注意事項（治安、タブー等）について確認を行う。

② 全体調査方針に従い、上記7. (1). ①. エ)のうち国内作業で入手するこ

とができなかった項目について、現地で入手可能な文献・資料収集、関係者へのインタビュー調査等を行う。

- ③ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出する（特にインフラ事業におけるジェンダー主流化）。
 - ④ 当該国においてジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に取り組む際の JICA への提言を取りまとめる（セクター別／地域別／社会特性（宗教、民族、カースト等）別、もしくは個別案件に対するジェンダー主流化に係る提言、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを主眼に置いた案件形成に係る提言等）。
 - ⑤ ジェンダー関連の情報源（関連機関／組織・人材リスト、関連資料及び文献リスト）を取りまとめる。
 - ⑥ JICA エジプト事務所に対して、調査結果を報告する。
- (3) 取り纏め期間（2018 年 2 月上旬～2 月中旬）
- ① 収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書（和文）ドラフトを作成する。
 - ② JICA 本部にて調査結果報告及び報告書（和文）ドラフト内容の説明を行い、出席者からのコメント聴取を行う。また、メールベースで JICA 内関係部署（社会基盤・平和構築部、地域部、課題部、JICA エジプト事務所、その他調査に関係した部署）に対しコメント依頼を行う。
 - ③ 各部署からのコメントに対応し、報告書（和文）を完成させる。
 - ④ 報告書（和文）の内容に従い、報告書（英文）ドラフトを作成する。
 - ⑤ JICA 内関係部署に報告書（英文）ドラフトの内容確認を行い、報告書（英文）を完成させる。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、「ジェンダー情報整備調査報告書」とする。

- (1) 面談記録（面談終了後速やかに面談記録を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部及び JICA エジプト事務所に電子データで提出する）
- (2) 現地業務結果報告書（現地業務終了時に現地関係者に現地業務の結果を共有する）英文のみ（製本の必要はありません）
- (3) ジェンダー情報整備調査報告書

和文・英文各 3 部（簡易製本）

電子データ (CD-R) 2 枚（電子データを取りまとめたもの）

※報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

※英文の成果品に関しては、英文を母国語とする人が違和感なく理解できる仕上がりとする。

※ジェンダー情報整備調査報告書の作成においては、出典や参考文献等を明記する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイ

ドライン (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空便経路は、経済性及び利便を考慮した路線を選択してください。

成田⇒ドバイ⇒カイロ⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2018年1月13日（土）～2月2日（金）を予定しています（日程の変更可能性あり）。また、1月25日の革命記念日は安全上の理由により、ホテルで作業予定です。

なお、エジプトにおける調査実施にはセキュリティクリアランスが必要なため、遅くとも11月下旬には渡航者のパスポートコピーと日程表案（訪問先）をJICA社会基盤・平和構築部を通じてJICAエジプト事務所に提出する必要があります。本調査へのJICA本部からの参団はありません。

②現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、本コンサルタントのみです。

③便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

原則なし（ただし、地方でインタビュー等を実施する場合には、必要に応じてアラビア語 - 英語の通訳を備上します。）

オ) 現地日程のアレンジ

原則、機構がアレンジしますが、一部の国際機関や NGO 等に関しては、コンサルタントから直接連絡を取ってもらう場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

キ) その他

500頁を上限としてアラビア語 - 英語の文書翻訳が現地で可能です。

(2) 参考資料

- ① これまで作成された国別ジェンダー情報整備報告書は、下記 URL 内「国別情報整備調査」に掲載されています。

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/B9EBD9A793E2456249256FCE001DF569/14FFB13DA96D691A4925796E0022701C?OpenDocument>

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 能力強化研修「ジェンダー主流化」を受講していることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上